

# 利益相反ルール

---

## 1. 目的

本ルールは、SUREみらい財団（以下「当財団」）の意思決定および事業運営において、個人または関係組織の利益が、財団の公益目的に優先されることを防止し、透明性・公正性・社会的信頼を確保することを目的とする。

## 2. 適用対象

本ルールは、以下の者に適用される。

- ・ 代表理事
- ・ 理事
- ・ 監事
- ・ 評議員
- ・ 事務局メンバー
- ・ その他、財団の意思決定に関与する者

## 3. 利益相反の定義

本ルールにおいて「利益相反」とは、当財団の判断・行動が、特定の個人または団体の私的利益と衝突、またはそのおそれがある状態をいう。

代表的な例(これに限らない)

- ・ 理事・評議員本人、またはその親族・関係会社が関与するNPOへの助成
- ・ 財団事業と、役員が所属・経営・出資する法人との取引・連携
- ・ 助成判断が、役員の個人的評価・名誉・経済的利益に影響する場合
- ・ その他、第三者から見て公正性に疑義が生じうる状況

## 4. 基本原則

当財団は、以下の原則に基づき行動する。

### 1. 公益最優先

個人・関係組織の利益より、財団のミッションを優先する。

## 2, 開示と透明性

利益相反の可能性は、隠さず、早期に共有する。

## 3, 関与制限

利益相反が認められる場合、当該者は意思決定から退く。

## 4, 記録と説明責任

判断プロセスを記録し、必要に応じて説明できる状態を保つ。

## 5. 事前開示義務

### 対象者の義務

理事・監事・評議員・事務局は、以下について事前または速やかに申告する。

- ・ 所属・役員・顧問・主要な業務委託先
- ・ 出資・株式保有（実質的支配を含む）
- ・ 親族が関与する団体
- ・ その他、利益相反の可能性のある関係

👉 年1回の定期申告＋随時申告を原則とする。

## 6. 個別案件における対応フロー

### ① 利益相反の可能性が判明した場合

- ・ 当該者は速やかに事務局へ申告
- ・ 事務局は理事長に共有

### ② 判断

- ・ 軽微な場合：注意喚起・記録のみ
- ・ 判断に影響しうる場合：以下を実施
  - ― 当該者の審議・投票・助言への関与を除外
  - ― 議事録にその旨を明記

### ③ 最終判断

- ・ 理事会（または理事長）が公益性を基準に判断
- ・ 必要に応じて監事の意見を求める

## 7. 特別ルール（創設者・関係法人との関係）

当財団は、設立母体・関係法人（例：株式会社シュアアイノベーション等）との関係について、以下を厳守する。

- ・ 財団資金を関係法人の利益誘導に用いない
- ・ 取引・連携がある場合は条件・目的を明確化し記録する
- ・ 社会的合理性・公益性を第三者目線で説明できる状態を保つ

## 8. 監督・是正

- ・ 監事は、利益相反ルール of 遵守状況を監督する
- ・ 違反または疑義がある場合、是正措置・再発防止策を講じる
- ・ 悪質または重大な違反があった場合、役職停止等を検討する

## 9. 公開と見直し

- ・ 本ルールは、原則として対外公開可能な文書とする
- ・ 社会情勢・事業内容の変化に応じ、年1回見直しを行う

## 10. 付記

本ルールは、

「疑われないため」ではなく、

\*\*「信頼され続けるため」\*\*に存在する。

迷ったときは、

\*\*「第三者が見てどう映るか」\*\*を判断基準とする。